

小児・AYA世代のがん患者等に対する妊孕性温存療法研究促進事業

本研究事業に参加することで、参加施設で妊孕性温存療法を実施した場合には、妊孕性温存療法を受けた患者に対して国より助成金が支給されます。

注) 従来の医学的適応の認可のみの場合、患者が国の研究事業による経済的支援を受けることができません。

日本産科婦人科学会 妊孕性温存療法実施医療機関（検体保存機関）の施設登録申請の流れ

- ✓ 本研究事業に参加するには、日本産科婦人科学会の医学的適応施設である必要があります(※1)。
- ✓ 日本産科婦人科学会の医学的適応施設の場合は、本研究事業に参加するにあたり、以下の2つの承認が必要です。
 1. 本厚労科研研究協力施設としての申請及び承認
 2. 日本がん・生殖医療学会の登録事業（JOFR）への申請及び承認(※2)
- ✓ 上記2つの承認後に、日本産科婦人科学会への申請となりますが、その時点では仮承認となります。
- ✓ 学会の仮承認後、自治体の認定を受け、その書類を日本産科婦人科学会に提出することで、正式な認可となります。

※1：精子凍結保存については、医学的適応施設申請は不要（施設認定要件参照）

※2：日本がん・生殖医療学会への入会は必須ではない

日本産科婦人科学会倫理委員会がん・生殖医療施設認定小委員会 Ver. 1 2021. 8. 18

